

第五章 会計

(会計)

第十六条 本会の運営経費は、会費、助成金、寄付金その他の収入をもつてこれにあてる。

- 2) 正会員の会費は毎月100円 年1200円とする。
特別会員の会費は別に定める。
- 3) 会費は、毎年6月末日までに一年分を会計に納入する。
年度途中の入会のときは、月割りとする。
- 4) 入退会の際の会費の扱いは次のとおりとする。

イ 新入会の場合は入会承認後に納入する。

ロ 退会の場合は前納したものは返金しない。

- 5) 本会の会計年度は毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

(細則の制定)

第十七条 この会則の施行のため必要な細則は、役員会の議を経て別に定める。

(補足)

- 付則 1 定期総会に出席または、委任状により議決権を行使する資格は、その年の3月31日現在の会員に限るものとする。
- 付則 2 この会則は総会の議決を経なければ変更することができない。
- 付則 3 この会則は総会決議の後 平成20年10月25日施行とする。
- 付則 4 この会則は総会決議の後 平成21年 5月24日改定とする。